

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師などへの報酬等の支払いに関し、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額を算定し、税務署に納付する。また、法定調書、給与支払報告書等に支払先の個人番号を記載して、税務署や市町村に提出する。
③システムの名称	人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉所得税収入原簿、源泉徴収個人別台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画部 職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 企画部 職員課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1172
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネットの照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受けその上で 記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。 以下の事項については課題が残るため、今後徹底していく必要がある。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に普及できるよう、バックアップを保管している。 ・漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5評価実施機関における担当部署	行政経営課長 西川 豪紀	行政経営課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	I-5評価実施機関における担当部署	行政経営課	秘書課	事後	機構改革に伴う修正
令和2年7月14日	I-5評価実施機関における担当部署	行政経営課長	秘書課長	事後	機構改革に伴う修正
令和2年7月14日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政経営課	秘書課	事後	機構改革に伴う修正
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和5年3月31日	I-5評価実施機関における担当部署	秘書課	職員課	事後	機構改革に伴う修正
令和5年3月31日	I-5評価実施機関における担当部署	秘書課長	職員課長	事後	機構改革に伴う修正
令和5年3月31日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	秘書課	職員課	事後	機構改革に伴う修正
令和5年9月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	
令和5年9月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	
令和7年2月13日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日時点	令和6年12月31日時点	事後	
令和7年2月13日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日時点	令和6年12月31日時点	事後	
令和7年2月13日	IV-8 人為的ミスが発生するリスク	(追加)	課題が残されている	事後	様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	IV-8 判断の根拠	(追加)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネットの照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で 記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。 以下の事項については課題が残るため、今後徹底していく必要がある。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。	事後	様式の変更による
令和7年2月13日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更による
令和7年2月13日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(追加)	十分である	事後	様式の変更による
令和7年2月13日	IV-11 判断の根拠	(追加)	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に普及できるよう、バックアップを保管している。 ・漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	様式の変更による
令和7年7月2日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月31日時点	令和7年5月31日時点	事後	